

小江戸かわごえ動物愛護推進員だより



ねこのミニかわら版^{ほん}

～その2・「今も、昔も」～



～祭り飼いの時代～

平安時代以後 … 猫は首輪やひもでつながれて室内で飼われるのが一般的だった

～敵(飼いの時代～

江戸時代へ移行する数年 … 京都の人口が増え、ネズミの被害が深刻化

⇒ 大切な書物や食料、年貢米、養蚕など守るために猫の力が必要となり、益獣として重要視された

「借猫」をしてでもネズミを退治したかったほど猫の獲得に苦慮

1602年 「猫放し飼い令」^{注2)} 発令

⇒ 猫の盗難・捕獲・売買を禁ずるといふ法令^{注1)}も出されていた

注2) 「西洞院時慶記」(1602)による

注1) 「三雲家文書」(1591)の三条による

猫は放し飼いになり、外と中の行き来が自由になった

～その結果～

迷子になったり、犬にかまれたり、事故に遭ったり…

⇒飼い主は飼猫の首に名札をつけたり、迷猫は隣人同士で保護し、亡くなってしまった猫に対して加持祈禱を行ったりした

現代は室内飼いの時代です 今も昔も猫を想う気持ちはおなじなんです



問合せ先 川越市保健所 食品・環境衛生課

電話：049-227-5103

(平日 8時30分～17時15分) 川越市マスコットキャラクター



ときも

